賃貸借契約書

　黒部市（以下「甲」という。）と株式会社○○○（以下「乙」という。）と株式会社△△△（以下「丙」という。）は乙が丙をして丙の所有する公用車の賃貸借について、次の条項により契約公用車の賃貸借契約を締結する。

　（契約の目的）

第１条　乙は丙をして丙所有の第２条記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを借り受ける。なお、丙が本契約を履行しない場合、乙が責任をもってこれを履行するものとする。

　（物件）

第２条　物件は、公用車（○○　型式○○　車体番号○○　車両番号○○）１台とする。

　（物件設置場所）

第３条　物件の設置場所は、黒部市（黒部市三日市1301番地）とする。

　（賃貸借期間）

第４条　物件の賃貸借期間は、平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの○年間（○○ヶ月）とする。

　（賃貸借料等）

第５条　物件の賃貸借料は、月額○○円（うち消費税額及び地方消費税の額○○円）とする。ただし、物件に対する公租公課に変動を生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを変更することができる。

２　賃貸借期間終了後の残価は○○円（税別）とし、甲が丙から買い取るものとする。

　（賃貸借料の請求及び支払い）

第６条　丙は、１ヶ月毎の賃貸借料を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に、丙に支払わなければならない。

３　甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、支払遅延防止法第８条第１項に規定する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

　（瑕疵担保）

第７条　物件の引き渡し後に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲は、乙並びに丙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修理又は取り替え納入させることができる。

　（物件の用途及び保全）

第８条　甲は、物件を本来の用法に従い使用するものとし、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

　（物件への変更）

第９条　甲は、次に定める事項については、予め文書により丙の同意を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

（1）物件に他の機械器具を取り付ける場合

（2）物件を改造する場合

（3）物件を当初記載の設置場所から移転する場合

（4）その他物件の性能及び機能についての変更等現状を変更する場合

　（通知義務）

第10条　次の場合、甲は、遅滞なく乙並びに丙に通知するものとする。

（1）物件につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき

（2）物件につき、盗難、滅失、損傷等の事故が発生したとき

　（物件の滅失等）

第11条　物件の引渡以降において、盗難、滅失等により丙の所有権が回復する見込みがない場合、又は物件が損傷して修理不能となり、乙並びに丙がこれを確認したときは、この契約は終了するものとする。

２　前項の場合の損害等については、甲乙丙協議して定めるものとする。

第12条　乙並びに丙は、甲の故意又は過失によって物件に盗難、滅失、損傷等の事故が発生し、損害を受けた場合、その賠償を項に請求することができる。

２　前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規程にかかわらず、乙並びに丙は賠償を甲に請求しない。

　（メンテナンスサービス）

第13条　乙は、第４条の賃貸借期間中、自動車について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項及び仕様書に定めのない事項はこの限りではない。

（1）甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等

（2）甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理等

（3）甲が乙もしくは乙指定の整備工場の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等

２　メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡するものとする。

　（契約解除）

第14条　甲、乙並びに丙は、相手が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書を持って通告し、この契約を解除することができる。

２　甲は翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除するものとする。

３　前項及び前々項により契約が解除になった場合の損害賠償等については、必要に応じて甲乙丙協議して定める。

　（物件の返還）

第15条　この契約が前条第１項又は第２項により解除された場合、甲は、速やかに物件を丙に返還するものとする。

２　返還にかかる費用は、甲の負担とする。

３　丙は、第１項に定める返還については、乙に委託するものとする。

　（物件の譲渡制限等）

第16条　乙及び丙は、この契約の存続中、甲の承諾なしに物件及びこの契約から生ずる契約義務を第三者に譲渡し又はその他の権利を設定することはできない。

２　甲は、物件及びこの契約に基づく賃貸権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

　（特約事項）

第17条　この契約には、期間中の点検費用、税、自賠責保険を含む。

２　甲はこの契約終了後、物件を丙から譲受することができる。

　（疑義等の決定）

第18条　この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙丙協議して決定するものとする。

　この契約締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自１通保有する。

　平成○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　富山県黒部市三日市１３０１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　黒部市長　堀　内　康　男

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　富山県黒部市○○　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丙　　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○

黒部市○○部○○課公用車リース　仕様書

１．リース車両

○○・・・・・・・・　　　　　　　　１台

※乗車定員　○人、カラー　○○

|  |  |
| --- | --- |
| 車両付属品 | 備考 |
| ・スタッドレスタイヤホイル付き |  |
| ・フロアマット |  |
| ・サイドバイザー |  |
| ・オーディオ（AM・FMラジオ） |  |
| ・…… |  |

２．リース料に含まれるもの

（１）車両点検整備費用

　・車検（車検時に代車必要）　　　　　　…２回

　・法定点検整備　　　　　　　　　　　　…６回

　・オイル交換　　　　　　　　　　　　　…○回

　・オイルエレメント交換　　　　　　　　…○回

　・タイヤ消耗交換（夏用・冬用）　　　　…各４本

　・バッテリー消耗交換　　　　　　　　　…○回

　・タイヤ着脱（交換時は直接持ち込み）　…○回

（２）登録諸費用等

　・自動車取得税

　・自動車税（期間中）

　・重量税（期間中）

　・自動車損害賠償責任保険（期間中）

　・新規検査登録手数料／手続代行費用

　・車庫証明手数料／手続代行費用

　・納車費用

　・下取り車登録手続費用／手続代行費用

　・下取り車査定料

　・新規検査登録手数料

　・リサイクル預託金（資金管理料金含む）